

障害者福祉 サービスのお知らせ

問い合わせ

社会福祉課障害福祉係
☎ 23-6012
各総合支所保健福祉課
松山 ☎ 55-5020
本木 ☎ 52-2114
三島 ☎ 56-9029
岩出山 ☎ 72-1214
鳴子温泉 ☎ 82-3131
田尻 ☎ 38-1155

「通所」「在宅」サービスを「在宅」サービスをご利用の皆さんへ

■四月から国の軽減制度拡充へ
国のサービス利用負担軽減制度が見直され、平成十九年四月から平成二十一年三月までの間、これまでの利用料二分の一負担から、四分の一負担に拡充されます。

平成19年度からの負担軽減措置の拡充例

～支払額が上限額の場合～

制度上の支払額(月額)	旧制度	新制度(平成19年4月)
低所得1 15,000円	7,500円	3,750円
低所得2 24,600円	12,300円	3,750円
一般(所得割10万円未満世帯) 37,200円	37,200円	9,300円

(実施期間：平成19年4月～平成21年3月)

大崎市の独自軽減制度

今回の制度改正に伴い、国の四分の一軽減策に該当する人を除き、引き続き、大崎市独自軽減策を継続します。
【軽減対象サービス事業】

- ▼身体障害者通所施設事業
- ▼身体障害者ホームヘルプサービス事業
- ▼身体障害者デイサービス事業
- ▼知的障害者通所施設事業
- ▼知的障害者ホームヘルプサービス事業
- ▼知的障害者グループホーム事業
- ▼知的障害者グループホーム事業
- ▼精神障害者ホームヘルプサービス事業
- ▼精神障害者グループホーム事業
- ▼障害児ホームヘルプサービス事業
- ▼障害児シヨートステイ事業

これまで同様、利用者の皆さんは手続きの必要がありません。詳細については、現在

利用者負担を見直しました

【通所施設への支援】
市内通所施設で、昨年度より利用率が下がった施設に対し、これまで同様、国の激変緩和策に上乗せして、九十五パーセントまで利用料の補てんを継続します。

補装具、日常生活用具を給付

『障害者自立支援法』の施行に伴い、これまでの所得に応じた負担から、定率一割負担(月額上限有)となりました。
主な品目 補装具(車イス、義足など)、日常生活用具(ス TOMA、紙おむつなど)

難病患者の皆さんへ

■日常生活用具を給付
特殊寝台などの日常生活用具を給付します。
対象者 ▼特定疾患(小児慢性を含む)患者または遷延性

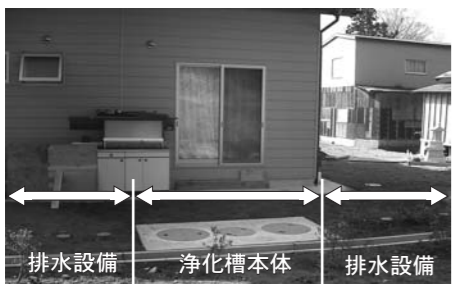
浄化槽の設置と管理は市が行います

浄化槽市町村整備推進事業

☎ 下水道課排水設備係 ☎ 23-8047

事業の対象は一般住宅と集合所
これまで、個人が設置した浄化槽に市が補助金を交付してきましたが、四月から、市が合併処理浄化槽(生活雑排水・便所排水を処理)の設置と管理を行います。これは「浄化槽市町村整備推進事業」という事業で、一般的に「市町村型事業」と呼ばれています。

市町村型事業の整備は、公共下水道の認可区域、農業集落排水事業の採択区域、地域下水処理場の処理区域を除く区域で行い、対象は販売や賃貸借を目的としない一般住宅と地域の集会所で、単独処理浄化槽(便所排水のみ処理)から合併処理浄化槽への入れ替えも対象となります。
排水設備は個人で施工
市が行う工事は、浄化槽本体とプロフ(送風機)の設置工事です。浄化槽へ家庭雑排



▲市の施工・管理は浄化槽本体で、排水設備は個人の施工・管理になります

区分	金額(一基につき)
5人槽から10人槽まで	22万2千円
11人槽から15人槽まで	設置費用の20%に相当する額

水(便所、台所、浴室、洗濯水などの排水)を流すための排水設備工事や水洗便所への改造、支障となる物件の移設・撤去工事は、個人施工となります。また放流ポンプが必要な場合も、設置、管理とも個人負担となります。
分担金と使用料がかかります
浄化槽は市が設置しますが、下水道と同様に分担金がかかります(左表参照)。設置した翌年度に賦課します。一括または五年二十年払いで納入してください。
浄化槽設置後の保守点検管理や浄化槽の清掃、法定検査は市が資格を持つ業者へ委託します。

使用者からは使用料をいただきます。料金算定は、使用した水道水量で行い水道料金と併せて徴収します。また、プロフの電気代と管理に必要な水道代も使用者の負担となります。使用料は下水道使用料と同じで、当面の間、各地域の料金体系となります。
利子補給制度を利用できます
浄化槽の設置を希望する場合、申請書に必要な書類を添えて提出します。その際、排水設備計画も必要です。
排水設備工事は、市の指定店のみ行えます。浄化槽の設置申請をする前に、排水設備工場の依頼をしてください。工事費用は、金融機関の条件を満たせば、融資が受けられます。限度額は百万円で、返済にかかる利息は市が負担します。
個人の浄化槽を寄付できます
市町村型事業の区域内であれば、個人が既に設置している浄化槽(単独処理浄化槽を除く)を、市へ寄付することができます。
寄付された浄化槽は、市町村型で設置したものと同等に、使用料をいただきながら市が管理します(分担金は発生しません)。ただし、適正な保守管理がなされ、処理性能が良好などの条件を満たしていることが必要です。

▼午前7時～午後7時(閉鎖時刻1時間繰上げ)	
鳴子第2投票所	上鳴子集会所
鳴子第3投票所	上野々レストハウス
鳴子第4投票所	大崎市鳴子総合支所
鳴子第5投票所	鳴子保健・医療・福祉総合センター
鳴子第6投票所	大崎市鳴子公民館
鳴子第7投票所	大崎市川渡地区公民館
鳴子第9投票所	上川原生活センター
鳴子第10投票所	鍛冶谷沢集会所
鳴子第11投票所	南野際集会所
鳴子第12投票所	北野際集会所
鳴子第13投票所	上原集会所
鳴子第14投票所	黒崎生活センター
▼午前7時～午後6時(閉鎖時刻2時間繰上げ)	
鳴子第1投票所	大崎市鳴子中山コミュニティセンター
鳴子第8投票所	鳴子向山除雪センター
鳴子第15投票所	蟹沢センター
鳴子第16投票所	鬼首基幹集落センター
鳴子第17投票所	寒湯生活改善センター
鳴子第18投票所	旧岩入分校

■期日前投票について
四月八日(日)の投票日当日、仕事に従事または旅行や用務で市外に滞在する人などは、

■期日前投票について
四月八日(日)の投票日当日、仕事に従事または旅行や用務で市外に滞在する人などは、

笑顔咲く 明るい未来 この一票

4月8日(日)投票 宮城県議会議員一般選挙

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 23-9124

■期日前投票について
三月三十一日(土)から四月七日(土)までの間、「期日前投票」を行うことができます。また、病気で入院または老人ホームに入所している人などは、「不在者投票」を行うことができます。
投票所入場券について
入場券は三月三十日(金)に発送する予定ですが、大量の枚数を一斉に発送するため、お手元に届くまで数日を要する場合があります。あらかじめご了承ください。
詳しい内容は、広報おおさき三月号の十ページをご参照ください。